

## 富山県規則第66号

### 富山県主要農作物種子生産条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富山県主要農作物種子生産条例（平成30年富山県条例第61号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(指定種子生産団体の指定の申請)

第3条 条例第3条第1項の規定による申請は、様式第1号による申請書に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 条例第3条第2項各号に掲げる業務の実施方法を記載した書類
- (2) 当該法人その他の団体に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の当該法人その他の団体の財務の状況を明らかにすることができる書類
- (3) 当該法人その他の団体に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の当該法人その他の団体の業務の内容を明らかにすることができる書類
- (4) 定款又は規約
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(指定種子生産団体の業務)

第4条 条例第3条第2項第4号の規則で定める業務は、主要農作物の種子に係る残量処理、事故処理及び災害補償に関する業務とする。

(指定種子生産ほ場等の指定の申請)

第5条 条例第5条又は条例第8条第2項の規定による申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日までに、様式第2号による申請書を提出して行うものとする。

- (1) 稲及び大豆 毎年5月31日
- (2) 大麦、裸麦及び小麦 毎年10月31日

2 指定種子生産者は、指定種子生産ほ場ごとに、当該指定種子生産ほ場で播種又は

は移植を行う前に品種名、ほ場所在地、ほ場面積、前作品種及び指定種子生産者又は種子の生産を委託した者の氏名若しくは名称を記載した標札又は標柱を設置しなければならない。

3 前項の規定は、指定原種ほ及び指定原原種ほの経営者について準用する。

(ほ場審査証明書及び生産物審査証明書)

第6条 条例第6条第2項(条例第8条第3項において準用する場合を含む。)のほ場審査証明書は、様式第3号によるものとする。

2 条例第6条第4項(条例第8条第3項において準用する場合を含む。)の生産物審査証明書は、様式第4号によるものとする。

(審査の申請)

第7条 条例第6条第5項(条例第8条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による申請は、様式第5号による申請書を提出して行うものとする。

2 条例第6条第5項に規定する審査は、指定種子生産者(条例第8条第3項において準用する場合にあつては、指定原種ほ及び指定原原種ほの経営者。次項において同じ。)の立会いの下に行うものとする。

3 前項の場合において、指定種子生産者は、同項の審査を行う当該職員の指示に従うものとする。

(身分証明書)

第8条 条例第6条第8項の身分を示す証明書は、様式第6号によるものとする。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年3月31日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

指定種子生産団体指定申請書

年 月 日

富山県知事 殿

主たる事務所の所在地

申請者 法人（団体）の名称

代表者の氏名

指定種子生産団体の指定を受けたいので、富山県主要農作物種子生産条例第3条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 業務の実施方法を記載した書類
- 2 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の財務の状況を明らかにすることができる書類
- 3 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の業務の内容を明らかにすることができる書類
- 4 定款又は規約
- 5 その他知事が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

指定種子生産ほ場（指定原種ほ、指定原原種ほ）指定申請書

年 月 日

富山県知事 殿

住所

申請者 氏名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

下記のとおり指定種子生産ほ場（指定原種ほ、指定原原種ほ）の指定を受けたいので、富山県主要農作物種子生産条例第5条（第8条第2項）の規定により申請します。

記

- 1 指定を受けようとするほ場の所在地及び面積並びに当該ほ場において生産しようとする主要農作物の種子（原種、原原種）の種類名及び品種名

ほ場の所在地	ほ場の面積 (a)	主要農作物の種類名	主要農作物の品種名

- 2 農業経営の規模
- 3 主要農作物の採種に関する経験
- 4 主要農作物の採種のために利用する施設及び機械
- 5 その他

## 備考

- 1 申請書は、2部提出すること。
- 2 「1 指定を受けようとするほ場の所在地及び面積並びに当該ほ場において生産しようとする主要農作物の種子（原種、原原種）の種類名及び品種名」は、ほ場1筆ごとに記入するものとし、記入に当たっては、「ほ場の所在地」は番地まで記入し、「ほ場の面積（a）」は実測面積によることとする。
- 3 「3 主要農作物の採種に関する経験」には、自家採種以外の採種についての経験の有無を記入するものとし、自家採種以外の採種の経験がある場合にあつては、当該採種に係る主要農作物の種類並びに採種の回数及び場所を記入すること。
- 4 「5 その他」には、申請者が委託を受けて主要農作物の種子を生産する者である場合にあつては、委託者の氏名及び委託の条件を記入すること。

様式第3号（第6条関係）

年度 ほ場審査証明書

年 月 日

殿

富山県知事

印

下記の指定種子生産ほ場（指定原種ほ、指定原原種ほ）において生産される主要農作物の種子（原種、原原種）は、ほ場審査基準に適合していることを証明します。

記

ほ場の所在地	ほ場の面積 (a)	主要農作物の種類名	主要農作物の品種名	備考

様式第4号（第6条関係）

年度 生産物審査証明書

年 月 日

殿

富山県知事

印

下記の指定種子生産ほ場（指定原種ほ、指定原原種ほ）において生産された主要農作物の種子（原種、原原種）は、生産物審査基準に適合していることを証明します。

記

主要農作物の種類名	主要農作物の品種名	審査数量 (kg)	備考

様式第5号（第7条関係）

水稻

年度 大麦（種子、原種、原原種） 審査申請書

大豆

年 月 日

富山県知事 殿

住所

申請者 氏名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

下記のとおり指定種子生産ほ場（指定原種ほ、指定原原種ほ）のほ場審査及び生産物審査を受けたいので、富山県主要農作物種子生産条例第6条第5項（同条例第8条第3項において準用する場合を含む。）の規定により申請します。

記

ほ場の所在地	ほ場の面積 (a)	主要農作物の種類名	主要農作物の品種名	備考



